



質問1

本年の7月に入院病棟を一棟建築しました。この病床は10室ありますが、あいにく入院患者が少なく、本年は1室しか使用しませんでした。このような場合に減価償却費の計算は10分の1になるのでしょうか。なお、他の9室はいつでも入院患者を受け入れることが可能です。

回答 減価償却は病棟全部についてできます。

減価償却費は、現に事業所得や不動産所得等を生ずべき業務の用に供している減価償却資産について計上できるのであって、業務の開始をしていない場合の減価償却資産や業務を開始していても使用していない減価償却資産については、減価償却をすることはできません。これは、その資産の減耗・損耗が業務に結びつくという費用性がないからです。

しかし、現に稼働していないいわゆる遊休資産については、現実に稼働していない場合であっても、業務の用に供するため維持補修が行われていて、いつでも稼働しうる状態にある場合には、減価償却費を計上することができることに取り扱われています。

したがって、ご質問の場合のように、病棟全部を入院用としている場合で、現に使用されていない室が一部あったとしても、それがいつでも入院患者を受け入れることができる状態で維持補修が行われている場合は、その室を含めてその病棟全体について減価償却費を計上することができます。

質問2

医療用機器等について、特別償却の制度があるそうですが、どのような制度ですか。その概要をお教えてください。

回答 青色申告者で医療保健業を営む者が取得した医療用機器等について普通償却費のほか特別償却することができます。

医療用機器等の特別償却制度は、高度な機能を有する新鋭の医療用機器等の導入を促進するために設けられている特別措置で、その概要は次のとおりです。

・医療用機器を取得等した場合

医療保健業を営む青色申告者が、昭和54年4月1日から令和3年3月31日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない医療用機器を取得し、又は医療用機器を製作して、これをその個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における事業所得の金額の計算上、その医療用機器の償却費として必要経費に算入する金額は、通常の償却費の額と、その用に供した年における医療用機器の取得価額の100分の12に相当する金額との合計額以下の金額でその個人が必要経費として計算した金額とすることができます。

なお、償却不足額については、翌年に繰り越して必要経費に算入することができます。

対象資産は次の通りです。

医療用の機器、装置、器具及び備品で、1台又は1基の取得価格が500万円以上の新品のもののうち、次に掲げるもの

①高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が指定するもの

②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する高度管理医療機器等で、厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの